

同一企業内取引の把握について（取りまとめ案）

1. 第 24 回WG（平成 28 年 3 月 17 日）における検討状況

【同一企業内取引の把握に係る検討結果（最終報告）抜粋】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）においては、企業活動に係る統計の整備として、「企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をよりの確に把握するための統計整備が求められており、特に、企業・企業グループ内での分業や取引、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要が高まっている。このため、企業内取引及び企業グループ活動を明らかにする統計の作成及び提供に関する検討を推進する」との課題が掲げられている。
- 関係府省では、この課題の実現を図るため、平成27年5月から「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）の下に設置されたワーキンググループ（以下「WG」という。）において、有識者の知見や企業ヒアリング等も活用しつつ検討を進め、同一企業内取引の把握可能性について、「同一企業内取引を、事業所を対象とする統計調査で網羅的に把握することは困難であるものの、企業活動をよりの確に把握する観点からも同一企業内取引及び付随的活動の実態を把握することは重要であり、企業活動の産業横断的把握における事項としての対応の可能性を引き続き検討を進める」との結論を得た（参考2参照）。

【第24回WGにおける主な意見】

- ・ 同一企業内取引等に関する企業ヒアリングを2社実施したが、A社は、分社化や海外事業展開を積極的に行っており、企業グループ又は企業内活動を正確に捉えることは困難な印象を受けた。最終報告にあるように、今後は、企業を対象とする統計調査による把握を検討することが妥当と考える。（廣松教授）
- ・ 企業内における事業所間取引は、税制との関係から、可能な限り納税額を圧縮するために、課税対象を極小化する行動をとるという実態がある。また、企業内において事業所間で取引される価格は、市場価格とは一致していない。そこが最大の問題である。このため、本案の対応が限界であり、これ以上の対応を求めるのであれば、アメリカの企業組織調査のような調査を日本でも実施することが必要である。（清水理事）
- ・ 企業内の取引は、複雑多岐に渡るため、統計的に捉えることが困難なのであろう。（西郷教授）

2. 「平成 28 年度産業関連統計の体系的整備等に関する調査研究」での検討

- 第24回WGでの合意を踏まえ、企業活動の産業横断的把握における同一企業内取引の把握可能性を、「平成28年度産業関連統計の体系的整備等に関する調査研究」の一環として検討。
- 本調査研究では、有識者による調査研究会及び企業ヒアリング結果等に基づき、以下のとおり取りまとめ予定。
 - (1) 財の移動を伴う企業内取引の把握に関する考察
 - ・ 管理会計を導入している企業では、企業の内部取引額を含めた事業別の売上高等を管理しているが、回答にあたり作業負担が増大
 - ・ 管理会計を導入していない企業も、中小企業を中心に一定量存在する可能性
 - (2) 財の移動を伴わない企業内取引（企業内サービス活動）の把握に関する考察
 - ・ 管理会計上で、人事・経理・庶務等の本社機能部門、自社内コールセンター、研究開発及び倉庫・輸送・配送等事業所等の企業内サービス活動を把握している場合は、企業内での売上又は費用に相当する活動量を把握できる可能性
 - ・ ただし、企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定
 - ・ 販売費及び一般管理費などから、企業内サービス活動ごとに経費を抜き出すことは一部の企業においては可能であるが、計上方法に企業共通の基準はない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めることには大きな報告者負担が発生

3. 事務局取りまとめ案

「同一企業内取引の把握に係る検討結果（最終報告）」（第24回WG（平成28年3月17日））での結論に加えて、上記2.の調査研究における検討結果を踏まえ、同一企業内取引を、「企業活動を産業横断的に把握する統計」の一環として把握することについては、以下のとおり整理することとしたい。

- 企業を対象とする統計調査で網羅的に把握することは以下の理由により困難。
 - ・ 企業の内部取引額を把握する管理会計を採用していない企業が一定数存在
 - ・ 企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定
 - ・ 同一企業内取引額の計上方法に共通の基準がない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めることは、大きな報告者負担が発生
- 同一企業内取引を把握するための当面の措置としては、例えば、現状の企業活動基本調査と同様に企業内サービス活動量を従業者数により把握した上で、必要に応じて、企業全体の付加価値等を活動別の従業者数で按分することが適当ではないか。